

滋賀県イメージキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）のイメージキャラクターである「うおーたん」および「キャッフィー」（以下「イメージキャラクター」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用届出等)

第2条 イメージキャラクターを使用する場合は、あらかじめ「滋賀県イメージキャラクター使用届出書（別記様式）」を知事公室広報課長（以下「広報課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるイメージキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体、または、県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他広報課長が適当と認めた場合

2 広報課長は、イメージキャラクターの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を申し立てることができる。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、広報課長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第3条 イメージキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 イメージキャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 原則として、イメージキャラクターに近接して「滋賀県イメージキャラクターうおーたん（またはキャッフィー）」と表記すること。
- (4) 第2条第2項第1号から第4号までに該当しないこと。

(届出内容の変更)

第5条 イメージキャラクターの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「滋賀県イメージキャラクター使用届出書（別記様

式)」を広報課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

(責任の制限)

第6条 イメージキャラクターの使用を届け出た者がイメージキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(「おいしが うれしが」バージョン)

第7条 「おいしが うれしが」の表記がデザインに含まれるイメージキャラクター（以下「「おいしが うれしが」バージョン」という。）については、第2条第1項の規定にかかわらず、「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領第2の4に規定する登録事業者に限り使用できるものとする。

2 「おいしが うれしが」バージョンについては、第2条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ「滋賀県イメージキャラクター使用届出書（別記様式）」を食のブランド推進課長に提出するものとする。

3 第3条から第6条までの規定は、「おいしが うれしが」バージョンについて準用する。この場合、第5条中、「広報課長」を「食のブランド推進課長」に読み替えるものとする。

(第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会マスコット使用について)

第8条 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会マスコットの使用については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会が定める「わたSHIGA輝く国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程」によるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関して必要な事項は、広報課長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月20日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に定める様式により滋賀県イメージキャラクター使用申請書の提出があった場合は、改正後の要領第2条に定める滋賀県イメージキャラクター使用届出書の提出があったものとみなす。

(別記様式)

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事公室広報課長

(届出者) 住所(所在地)

氏名(名称)

滋賀県イメージキャラクター使用届出書

下記のとおり、滋賀県イメージキャラクターを使用したいので、届け出ます。

1	キャラクター名	うおーたん	キャッフィー
2	使用方法		
3	使用予定期間		
4	連絡先	(担当者) (電話番号)	
5	備考		

※注意事項

- ・企画案（レイアウト、スケッチ、原稿等）など、キャラクターの使用方法が分かる資料を添付してください。
- ・イメージキャラクターに近接して「滋賀県イメージキャラクターうおーたん（またはキャッフィー）」と表記できない場合、理由を備考欄に記載してください。
- ・滋賀県イメージキャラクター使用取扱要領第2条第2項各号に該当すると認められた場合、直ちに使用を中止してください。
- ・第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会マスコットについては、この届出書では使用できませんので注意してください。